

# 定期積金【年金受給者専用 “ゆとり積金”】

## の商品概要 1/3

- ★2ヶ月1回決まった金額を自動振替で積み立てます。
- ★スーパー積金の毎日の店頭表示利率に、0.1%を上乗せした利率でお取扱いいたします。
- ★新たに当金庫で年金をお受取りになるお客様もご利用いただけます。

項目	内容
名称または愛称	年金受給者専用 “ゆとり積金”
種類	乙種：掛込金額と期間を定め、2ヶ月1回一定金額を積み立てる方式
ご利用になれる方	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢当金庫に公的年金振込口座をお持ちの個人のお客様</li> <li>➢新たに当金庫で年金をお受取りになるお客様</li> </ul>
期間	積立期間は次のとおりです。 2年＝掛込回数 12回 3年＝掛込回数 18回 4年＝掛込回数 24回 5年＝掛込回数 30回
預入方法等	① 掛込方法：年金お受取口座から2ヶ月1回口座振替となります。 ＊初回掛込は現金でもお取扱いします。 ② 預入金額：2ヶ月1回に2万円以上10万円以内（月額＝1万円以上5万円以内）。なお、1回当たり掛込金額の上限限度額を10万円以内（月額＝5万円以内）とします。 ③ 預入単位：2万円以上1,000円単位
払戻方法	満期日以後、一括して給付契約金をお支払いします。
預入金利	① 適用利率： ➢固定金利となります。スーパー積金の毎日の店頭表示利率に、0.1%を上乗せした利率を適用します。 ➢満期日までご契約時に証書に表示する約定年利回りを適用します。 ② 利払方法： ➢給付補填金は満期日以後、一括してお支払いします。 ③ 計算方法： ➢付利単位を100円とし、ご契約期間における掛込残高積数に年利回りを乗じて計算します。 ➢満期日以後の利率は、解約日における普通預金利率を適用いたします。

# 定期積金【年金受給者専用 “ゆとり積金”】

## の商品概要 2/3

項目	内容
金利情報の入手方法	現在の金利については、店頭備付けの金利表示ボードまたは窓口でご照会下さい。
税金	お利息について、20% (国税 15%、地方税 5%) の税金がかかります。(但し、マル優ご利用の場合は除きます)
復興特別所得税	※平成 25 年 1 月 1 日から平成 49 年 12 月 31 日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315% (国税 15.315%、地方税 5%) の税金がかかります。
手数料	-----
付加できる特約事項等	2 ヶ月 1 回の掛込みは、年金お受取口座からの自動振替となります。 掛込みが遅延した場合は、満期日を遅延期間に相当する期間繰延べます。但し、満期日を繰延べない場合には、証書に表示する約定利回り(1 年を 365 日とする日割計算)の割合による遅延利息を差し引きます。
中途解約時のお取扱い	満期日前に解約される場合は、次の①、②の期限間前解約利率により利息相当額を計算し、掛込残高相当額(掛込元金)とともにお支払いたします。 ① ご契約日(初回掛込日)から解約日までの期間が 1 年未満の場合＝解約日における店頭表示の普通預金利率 ② ご契約日(初回掛込日)から解約日までの期間が 1 年以上の場合＝ご契約時に証書に表示する約定年利回り×60%
苦情処理措置・紛争解決措置	<b>苦情処理措置</b> 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または総務部(9 時～17 時、電話:0969-24-1177)へお申出ください。 <b>紛争解決措置</b> 熊本県弁護士会紛争解決センター(9 時～17 時、電話:096-325-0913)で紛争の解決を図ることも可能です。 また、東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記総務部または全国しんきん相談所(9 時～17 時、電話03-3517-5825)へ直接お申出ください。 上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)へ直接お申出頂くことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用頂けます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用

# 定期積金【年金受給者専用 “ゆとり積金”】 の商品概要 3/3

項目	内容
苦情処理措置・ 紛争解決措置	①いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫総務部もしくは全国しんきん相談所へお問い合わせください。
その他参考事項	預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって、元本 1,000 万円までとその利息が保護の対象となります。 * 当金庫に複数の預積金・口座をお取引頂いている場合は、それらの預積金元本を合計してお一人様 1,000 万円までとその利息が保護されます。

※口座開設の際ご用意頂くもの

- ご印章
- ご本人の確認資料